



訴 状

平成29年8月10日

千葉地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	廣	瀬	理	夫
同	野	口	泰	三
同	三	宅	貞	信
同	山	田	智	明

〒260-0013 千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル6階

渚法律事務所内

原	告	千葉県市民オンブズマン連絡会議
代	表	幹
事	廣	瀬
夫	理	夫

[Redacted]

原	告	[Redacted]
---	---	------------

[Redacted]

原	告	[Redacted]
---	---	------------

[Redacted]

原	告	[Redacted]
---	---	------------

〒260-0013 千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル6階

渚法律事務所 (送達場所)

原告ら訴訟代理人弁護士	廣	瀬	理	夫
同	野	口	泰	三

電 話 0 4 3 (2 0 2) 8 2 8 0

F A X 0 4 3 (2 0 2) 8 2 7 7

〒 2 6 0 - 0 0 1 3 千葉県千葉市中央区中央 3 - 9 - 1 6

三井生命千葉中央ビル 8 階 千葉市民協同法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 三 宅 貞 信

電 話 0 4 3 (2 2 4) 7 4 0 1

F A X 0 4 3 (2 2 4) 7 9 9 2

〒 2 7 7 - 0 0 2 1 千葉県柏市中央町 2 - 3 2 太康ビル 4 階 B 室

柏第一法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 山 田 智 明

電 話 0 4 (7 1 9 7) 5 0 1 1

F A X 0 4 (7 1 9 7) 5 0 1 2

〒 2 6 0 - 0 8 5 5 千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1

被 告 千 葉 県 知 事

鈴 木 栄 治

損害賠償請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙額 金 1 3, 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、鈴木栄治に対し、金5億8347万317円及びこれに対する平成29年1月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求せよ
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者について

- 1 原告千葉県市民オンブズマン連絡会議は、千葉県の住民・団体によって組織され、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視・是正し、また、地方公共団体等に対し施策への提言を行うことをとおして、健全な住民自治の実現に寄与することを目的とする千葉県内に事務所を有する権利能力なき社団である。また、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、千葉県の住民である。
- 2 被告は、千葉県知事であり、普通地方公共団体である千葉県の執行機関である。
- 3 別紙事業者一覧表記載の事業者ら（以下、「本件各事業者ら」という。）は、千葉県から、違約金債務の免除を受けた株式会社である。
- 4 鈴木栄治（以下、「県知事鈴木」という。）は、平成25年4月5日から平成29年4月4日まで千葉県知事の地位にあった者である。

第2 事実経緯について

1. 県知事鈴木による財務会計上の行為など

(1) 本件の前提として、以下の談合が存在した。すなわち、

ア 特定土木一式工事談合

本件事業者ら17社は、他の違反者15社と共に（計32社）、遅くとも

平成21年4月17日以降、共同して、千葉県発注の土木一式工事について、受注価格の低落防止等を図るために、様々な工作をすることにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、千葉県発注の土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 特定舗装工事談合

本件事業者らのうち No. 14 株式会社八角工務店及び No. 15 山和技研株式会社を除く15社は、他の違反者14社と共に（計29社）、遅くとも平成21年6月12日以降、共同して、千葉県発注の舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、様々な工作をすることにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、千葉県発注の舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 上記の談合について、以下の通りの措置がとられた。すなわち、

ア 上記(1)アに対し、公正取引委員会は、上記不当な取引制限行為は独禁法3条に違反する行為であるとして、平成26年2月3日、上記17社を含む違反者27社に対し、排除措置命令等を発した

イ 上記(1)イに対し、公正取引委員会は、上記不当な取引制限行為は独禁法3条に違反する行為であるとして、平成26年2月3日、上記14社を含む違反者25社に対し、排除措置命令等を発した。

(3) 千葉県は、公正取引委員会が、平成26年2月3日に、本件事業者らの入札談合に対して命じた、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けて、同年8月1日、本件事業者らに対して同人らとの間で締結した建設工事請負契約に基づき、請負契約の20パーセント、総額9億7245万528円の違約金請求権を取得した。

(4) 本件各事業者らは、平成26年8月7日、千葉県に対し、本件違約金の支

払債務の減額を求めて、債務弁済調停を申し立てた（千葉簡易裁判所平成26年（ノ）第134号事件及び平成28年（ノ）第60号事件（以下、「本件調停事件」という。))。

なお、本件各事業者らは、本件調停において、それぞれについて契約金の20パーセント相当額となっている違約金額を5パーセントまで減額したうえで、これを10年間の分割払いにする内容の調停を申し立てた。

(5) そうしたところ、県知事鈴木は、本件調停事件の係属中である平成28年12月、本件各事業者らについての違約金支払債権の一部を放棄して違約金額を契約金の20パーセント相当額から8パーセント相当額に減額する、すなわち、違約金の6割を放棄することを内容とする議案第24号（以下、「本件議決」という。）を千葉県議会に提出した。

(6) これに対して、千葉県議会は、平成28年12月20日、本件議決を賛成多数で可決した。

(7) これを受けて、県知事鈴木は、平成29年1月19日、千葉簡易裁判所において、本件各事業者らとの間で、別紙債務額等一覧表の和解額欄記載の和解額にて、調停を成立させた（以下、「本件調停和解」という。))。

(8) その結果、千葉県は、本来であれば、本件各事業者らから、別紙債務額等一覧表の賠償額欄記載の金額の支払いをそれぞれ受けることが出来たにもかかわらず、同表の放棄額欄記載の金額の支払いを受けることが出来なくなり、同放棄額欄記載の金額の合計である金5億8347万317円の違約金債権を喪失した。

2. 原告による監査請求など

(1) 原告らは、平成29年5月25日、本件訴訟において原告らが被告に請求する内容を含む千葉県住民監査請求書（千葉県知事に対する措置請求）を千葉県監査委員に提出し、住民監査請求を行った。

(2) 千葉県監査委員は、平成29年7月12日付けで、合議不調である旨の監

査結果を原告らに通知し、原告らは、平成29年7月13日、当該監査結果を受領した。

第3 県知事鈴木に対する民事上の損害賠償請求権の発生

1. 県知事鈴木による財務会計上の行為の違法性

(1) 県知事鈴木による債権免除の意思表示の違法性

ア 県知事鈴木による本件調停和解は、一面では債権の一部の免除と評価されるところ、同免除が地方自治法240条3項に基づくのであれば、その裁量を逸脱したもので、同免除は違法である。

イ すなわち、法240条3項は、普通地方公共団体の長につき、債権の免除をする権限を認めているが、同権限は、「原則として、地方公共団体の長に行使・不行使についての裁量はない」とされており（最判平成16年4月23日民集58巻4号892頁）、同項に基づく地方自治法施行令171条から171条の7に規定する場合のほかには、原則として、地方公共団体の長に債務を免除する権限はないと考えられる。

ウ そうしたところ、本件調停和解にあたって、これらの各規定が定める要件を満たす事情はない。

したがって、本件の県知事鈴木による本件調停和解は、法240条3項に基づくとすれば、これに反するもので違法である。

(2) 県知事鈴木による調停和解の合意の違法性

ア 他方、県知事鈴木による本件調停和解を、調停における行為と評価した場合、普通地方公共団体の長は、地方自治法149条9号に基づいて、このような調停における行為としての調停和解の合意を行うことができるものと解される。

但し、地方自治法96条1項12号において、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、

調停及び仲裁に関することについては、地方議会の議決が求められていることから、普通地方公共団体の長は、本件のような調停和解を行う権限を有するものの、単独ではこれをなし得ず、地方議会の議決を経る必要があるものと解される。

イ ところで、地方財政法4条によれば、地方公共団体の経費につき、必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならず、同じく収入につき、適実かつ厳正に、これを確保しなければならないと定められている。

そのため、普通地方公共団体の長が調停和解を行う場合であっても、それが地方公共団体の財政に関することである限り、高額な支出をしたり、廉価な売却をしたり、債権回収を怠ったりするなど、同条に違反すると評価される場合には、当該調停和解の合意は、違法な財務会計上の行為にあたるというべきである。

しかしながら、例えば、債務の免除に関することであれば、その全部を免除すべき事情があるのか、あるいは、免除の範囲が一部に留まるのか、一部に留まるとして、どの程度まで免除を認めるのかについては、相手方債務者の経済状態に対する適切な評価が不可欠であるし、調停における行為であるため、調停の進行状況等によって左右されうる事情があることから、原則として、いかなる内容によって調停を成立させるか、あるいは、調停を成立させないかについては、普通地方公共団体の長に、相当程度の裁量が認められると解される。

ウ 他方で、仮に、調停の成立に関する合意について、普通地方公共団体の長に裁量逸脱や、権限濫用の違法があった場合には、その合意の前提として地方自治法96条1項12号に定める地方議会の議決があったとしても、その違法性は治癒されないというべきである。なぜなら、法96条1項12号において地方議会の議決が必要とされているものの、同議決は、普通地方公共団体の長による調停和解の合意に法的効果を与えるものに過ぎず、

決議どおりに調停を成立させるよう義務付けるものではないと解されるからである。したがって、議会の議決があったからといって、当該財務会計上の行為としての調停和解が違法でなくなるなどということはないものというべきである（京都地判平成13年1月31日）。

エ そのうえで、本件の各事情を検討した場合、まず、本件では、債権回収の実効性について公認会計士による検証がなされている。

この公認会計士による検証は、下記の方法で弁済計画の整合性を検討するものであった

記

検証の方法は、売上が過小ではないか、原価が過大ではないかといった観点から、一定の見直しを行い、各社の弁済計画の整合性を検討した。

具体的には、

- ① 完成売上高が直近3期平均を下回る場合には、直近3期平均の90%まで増額修正し、完成工事売上原価が、直近3期平均を上回る場合には、直近3期平均に減額修正する。
- ② 借入金返済額を税引後利益とのバランスを考慮して修正する。
- ③ 上記①②等の修正により、現預金残高が直近3期の最低限預金残高を上回るか、これを下回る割合が小さければ安定的経営が可能とする。などの見直しを行って検証を実施した。

そして、その検証結果によれば、本件各事業者らのいずれについても、当初に定めた契約金の20パーセント相当額にあたる違約金の満額について、これを回収することが可能とされた。

オ また、本件では、本件各事業者らについて、調停和解の成立により、一律に違約金額の6割を免除するという措置が講じられたという事情がある。

仮に、上記の公認会計士による検証結果の妥当性に疑問があるとしても、本件各事業者らが、すべて同様の経済状態にあったなどと考えることはで

きない。そのため、債務免除の割合は、本件各事業者らにおいて様々となることが当然であり、免除の割合が一律であるとすれば、それ自体が、本件各事業者らの経済状態を正しく評価したものと考えることができない事情となる。

すなわち、本件調停和解が、本件各事業者らに対して一律に違約金額の6割相当額を免除する内容であった事情は、県知事鈴木の判断が不合理なものであったことを強く裏付ける事情といえる。

カ 以上のとおり、本件調停和解の内容は、債権回収の観点からみた場合に甚だ不合理なものであって、地方財政法4条の趣旨に反する違法なものというべきであるが、これに加えて、本件の違約金債権の発生原因が、本件各事業者らによる談合であったという事情がある。

この点、入札談合は、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つとされている。なぜなら、入札談合は、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであって、特に発注者が国や地方公共団体の場合には、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねるためである。

そして、我が国には、いまだに入札談合が必要悪であるなどという意見があるとされるものの、このように国民の利益を阻害する重大な行為であるが故に、入札談合であると認定された場合には、当該談合業者に対して、①公正取引委員会による排除措置命令等の措置、②刑事手続による刑事罰、③発注者たる地方公共団体等からの損害賠償請求などの措置がとられることが求められている。

以上のような入札談合に関する法制度等の背景に鑑みれば、発注者たる地方公共団体による損害賠償請求等の措置は、単に被害回復のための債権回収というだけでなく、将来に渡って談合を繰り返させず、ひいては国民の利益を守るという観点のもとに行使されるべきものであって、当該損害

賠償請求権についての債務免除をする場合には、相当程度の合理的理由が求められるものであって、容易にこれを免除するなどの措置を講じてよいものとは考えられない。

ところが、本件調停和解の内容は、本件各事業者らの経済状態にかかわらず、一律に同じ割合で債務を免除するものであるから、これでは、本件各事業者らによって、十分な制裁にあたる場合もあれば、まったく制裁にならない場合も生ずる。そのため、少なくとも、本件各事業者らの一部に対しては、制裁的な意味合いを無視したものと評価せざるを得ない。

キ 結局のところ、本件各事業者らの経営状態を個々に検討したわけではなく、公認会計士の意見によれば十分に全額の債権を回収できたという事情があったにもかかわらず、違約金の6割相当額を免除する内容の本件調停和解は、地方財政法4条の趣旨に基づく債権管理の観点でも、談合に対する各種の法規等による制裁の観点でも、合理性を見出し難い。それにもかかわらず、債務の大幅な免除を内容とする調停和解を行ったのであるから、本件調停和解をするにあたって、県知事鈴木は、本来考慮すべき事情ではない事情を考慮して行ったものではないかと考えざるを得ない。

この点、本件に関連する事情として、本件各本件事業者ら又はその代表者の一部が、平成25年1月から平成27年2月までの間だけでも、政治団体への寄付、パーティ券購入を行っていたという事情がある。つまり、これらの寄付等は、弁済資力がないとして本件調停申立てを行った平成26年8月以降も継続されているのである。そして、本件各事業者らのなかには、寄付の額が、2150万円、600万円という高額の寄付となっているものや、寄付の相手が、千葉県議会に対して違約金の減額を求める請願をした署名人が代表となっている法人が存在する。

このように、本来、弁済に窮しているはずの本件各事業者らが常識に反して行う多額の寄付等の行為が存在し、本件調停和解の内容が、上記のと

おり、債権回収の観点からも、談合に対する制裁の観点からも合理性を有さないことからすれば、結局のところ、本件議決は、考慮すべき事情ではない事情を考慮してなされたものではないかと疑問を持たざるをえない。

ク いずれにせよ、県知事鈴木による本件調停和解は、上記のとおり、その裁量を逸脱した、あるいは、権限を濫用した違法なものであり、この違法性は、千葉県議会の議決があるからといって変わることはない。

2. 県知事鈴木の過失等

- (1) 以上のとおり、県知事鈴木による本件調停和解の合意は、債務の免除として評価しても、調停における行為と評価しても、違法な財務会計上の行為と評価される。
- (2) また、県知事鈴木は、本件調停和解を成立させるにあたって、その調停和解の内容が不合理なものであって違法と評価されるものであることを知り得たにもかかわらず、これを是正することなく成立させたというべきであるから、過失が認められる。
- (3) そして、県知事鈴木による本件調停和解の合意の結果として、千葉県は、別紙債務額等一覧表の放棄額欄記載の金員の合計となる5億8347万317円の債権を喪失したのであるから、県知事鈴木は、千葉県に対し、民法709条に基づき、これを賠償する責任がある。

第4 結語

よって、原告らは、被告は、鈴木栄治に対し、金5億8347万317円及びこれに対する平成29年1月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求することを求める。

以上

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証（千葉県ホームページの写し）
- 2 甲第2号証（議案第24号の写し）
- 3 甲第3号証（監査結果の写し）

添 付 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 甲号証の写し | 各1通 |
| 2 訴訟委任状 | 4通 |

事業者一覧表

No.	債務者名	住所	代表者
1	古谷建設株式会社	山武郡横芝光町栗山3195番地の1	古谷 務
2	庄司工業株式会社	東金市台方2078番地	長谷川富美夫
3	鈴木土建株式会社	大網白里市細草1624番地1	内山弘通
4	株式会社丸二工務店	大網白里市南今泉2510番地の1	内山康広
5	佐瀬土建株式会社	山武市蓮沼口の3129番地	佐瀬三喜男
6	株式会社鈴木工務店	大網白里市下ヶ傍示672番地	鈴木慶一郎
7	東海建設株式会社	山武市本須賀3718番地	鈴木一彌
8	三和建設株式会社	山武郡九十九里町真亀4782番地	三橋清之
9	吉岡建設株式会社	山武郡横芝光町横芝800番地	吉岡昭
10	佐久間建設株式会社	山武市湯坂483番地	佐久間孝明
11	株式会社鶴沢工務店	大網白里市九十九里町片貝220番地	鶴沢清一郎
12	株式会社小松土建	山武郡九十九里町片貝3823番地	小松隆弘
13	中央建設株式会社	山武市成東3103番地	伊庭宏
14	株式会社八角工務店	山武郡横芝光町寺方103番地	萩原芳枝
15	山和技研株式会社	東金市台方346番地	池原永人
16	株式会社萱生工務店	大網白里市大網2996番地	萱生富二雄
17	株式会社行木工務店	山武市本須賀3704番地	行木哲男

債務額等一覽表

	債務者名	契約金	賠償額	和解額	放棄額
1	古谷建設株式会社	1,157,728,950	231,545,790	92,618,316	138,927,474
2	庄司工業株式会社	761,817,000	152,363,400	60,945,360	91,418,040
3	鈴木土建株式会社	680,109,150	136,021,830	54,408,732	81,613,098
4	株式会社丸二工務店	337,257,900	67,451,580	26,980,632	40,470,948
5	佐瀬土建株式会社	323,412,394	64,682,478	25,872,991	38,809,487
6	株式会社鈴木工務店	230,485,500	46,097,100	18,438,840	27,658,260
7	東海建設株式会社	305,862,900	61,172,580	24,469,032	36,703,548
8	三和建設株式会社	138,164,250	27,632,850	11,053,140	16,579,710
9	吉岡建設株式会社	160,822,200	32,164,440	12,865,776	19,298,664
10	佐久間建設株式会社	113,570,100	22,714,020	9,085,608	13,628,412
11	株式会社鷺沢工務店	115,320,450	23,064,090	9,225,636	13,838,454
12	株式会社小松土建	167,419,350	33,483,870	13,393,548	20,090,322
13	中央建設株式会社	66,015,600	13,203,120	5,281,248	7,921,872
14	株式会社八角工務店	54,082,350	10,816,470	4,326,588	6,489,882
15	山和技研株式会社	42,709,800	8,541,960	3,416,784	5,125,176
16	株式会社萱生工務店	40,962,600	8,192,520	3,277,008	4,915,512
17	株式会社行木工務店	166,512,150	33,302,430	13,320,972	19,981,458
	合計	4,862,252,644	972,450,528	388,980,211	583,470,317